

## 剪定木破砕業務委託仕様書

### 1 目的

本仕様書は、原村が管理する剪定木置き場に持ち込まれた剪定木の破砕処理業務を委託するにあたり、必要な事項を定める。

### 2 委託業務名

令和8年度剪定木破砕業務

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

### 4 業務内容

剪定木置き場の敷地内に持ち込まれた剪定木の破砕処理を行う。また、破砕処理によって生成した木質チップを同敷地内の指定された場所に山積みにして置く。状況に応じて既に山積みになっている木質チップの移動・積み直しをする場合がある。

### 5 作業場所

原村剪定木置き場（深山マレットゴルフ場北側）

### 6 作業時期

剪定木置き場の敷地内にある剪定木の量が、概ね400m<sup>3</sup>程度に達したと原村が判断した場合に、受託者は速やかに破砕処理作業を行う。但し受託者が、破砕処理が必要と判断した場合には、原村に協議の上、破砕処理業務を行うこと。

### 7 処理基準

- (1) 1回の処理量は、概ね400m<sup>3</sup>とする。
- (2) 破砕処理業務を行う剪定木の太さは直径20cm以下であり、それ以上又は処理ができない太さの剪定木については、敷地内の剪定木の搬入に支障のない場所に寄せ集めておくこと。
- (3) 生成した木質チップの大きさは、最大辺が50mm以下とする。

### 8 予定数量

剪定木破砕業務の予定数量は6回とする。

### 9 特記事項

- (1) 作業前に、処理量について必ず原村の担当職員と現場で打ち合わせをする事。
- (2) 処理業務に伴う、開錠及び施錠については、受託者が行う。
- (3) 受託者は作業の安全に配慮するとともに、関係者以外の者が敷地内に侵入することによって作業に支障が生ずることのないよう、立入禁止表示等の必要な措置をとること。
- (4) 破砕処理作業中は剪定木の受け入れを行わないこと。但し、原村と協議のうえで受入れ許可したものについては、業務に支障のない範囲で受入れることができる。
- (5) 破砕処理業務は剪定木置き場敷地内で行い、敷地外の汚損に注意して実施すること。

- (6) 剪定木置き場周辺に防音シート等を張るなど防音対策を行うこと。
- (7) 業務上の損害や事故及び第三者に与えた損害は、すべて受託者の責任及び負担とする。
- (8) 破碎処理業務は平日に行い、土日祝日は行わないこと。
- (9) 作業完了後には完了届を作業中の写真とともに提出すること。
- (10) 本仕様書に記載のない事項は、原村と受託者が協議して決定する。
- (11) 本契約は単価契約とする。
- (12) 入札は破碎業務1回分の金額で行うものとする。